News Release

2024 年 11 月 5 日

お客さま各位

「当座預金の新規口座開設」および
「2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立」の受付停止について

平素より秋田信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2025 年 1 月 6 日（月）より、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みとして、下記のとおり、「当座預金の新規口座開設」および「2027 年 4 月以降を期日とする手形等の取立受付」を停止しますので、お知らせいたします。

今後、新たに決済用資金口座の開設を希望されるお客さまは、「普通預金」または「決済用普通預金」のご利用をお願いいたします。また、手形・小切手に代わる決済方法については、インターネットバンキングや電子記録債権（でんさい）の利用など、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

当金庫は、今後もお客さまにご満足いただけますよう、サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

１．背景

2021 年 6 月に政府が閣議決定した「成長戦略実行計画」において、「5 年後の約束手形の利用の廃止・小切手の全面電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会では「2026 年度末までに全国手形交換所における約束手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標としております。

手形・小切手の全面的な電子化は、官民一体となった取り組みであり、本対応はその一環として実施するものです。

２．実施内容

(1) 当座預金の新規口座開設の停止

すでに当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。

(2) 2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

2027 年 4 月 1 日（木）以降を期日とする手形等（先日付小切手を含む）について、期日管理を行う代金取立の受付を終了いたします。

実施日以降に該当の手形を受入れた場合は、支払呈示期間中に窓口でお手続きをお願いいたします。

３．実施日

2025 年 1 月 6 日（月）

以上

AKITA SDGs

大切にしたい　あなたとのつながり
秋田信用金庫